

国際人権保護手続における被害者概念

佐藤文夫

一 はじめに

1 いくつかの人権条約は、「国家申立」に加え、「個人申立」を規定する。欧州人権条約二五条、人種差別撤廃条約一四条、自由権規約選択議定書前文、一条、二条、及び、米州人権条約四四条がそれである。この個人申立権が国際的な人権の確保にとり、極めて重要な意義を有していることはいうまでもない。欧州人権裁判所は、クラスほか事件（一九七八年）で「個人による委員会への訴えを規律する二五条は、条約で規定された権利と自由の擁護の枠組における要の一つである。」と表現し、その意義を肯定する。国家申立権の重要性を承認しつつも、人権条約上の申立制度が個人申立により活性化されてい

るのは、周知の事実である。

2 欧州条約二条、選択議定書前文、一条、及び、人種差別撤廃条約一四条には、ほぼ共通の、「当該条約で規定された権利の侵害の被害者であると主張する人」の表現が見られる。このうち、「被害者であると主張する」の部分、欧州人権委員会・欧州人権裁判所及び規約人権委員会の先例で申立の許容性要件の一つ（便宜的に「被害者要件」とする。）としてとらえられている。欧州では、被害者要件につき、後述するように、豊富な先例が存在することから明らかである。規約人権委員会に關しては、許容性決定が、年次報告中に若干掲載されているにとどまっているゆえ、許容性要件一般につき、かならずしも正確な分析ができるとはいえない。しかし、ハ

ルテイカインンほか事件で、本案認定中ではあるが、被害者要件の許容性要件性が明確にされている。「委員会は、手元にある情報が、作成者及び他の申立てられた被害者が選択議定書一条の下で父母又は保護者として個人的に影響を受けていると現実にいいうる正確な範囲を十分明確にしていなことに、留意する。これは、通報の許容性に関する一つの要件である。」⁽³⁾と。

各許容性要件が導入される理由は色々ありうると思われる。申立の洪水防止、国家に救済機会を与えること、法的安定性、国家主権の擁護等々が考えられうる。被害者要件は、いわば「利益なければ訴えなし」の法諺を表明した、自然な要求と考えられる。ただ、米州人権条約は例外であり、被害者要件を含まず、無関係の第三者にも条約侵害に関する請願を肯定する(四四条参照)。従って、この条約については、許容性領域における被害者要件又は被害者概念を論ずる意味はほとんどない。⁽⁴⁾

更に、この要件は、国家申立との基本的性質差を示すものである。欧州人権裁判所は、クラスほか事件で、次のように述べ、このことを明確にしている。「二四条〔国家申立〕は、各締約国が他の締約国による条約の

『いかなる申立てられた違反』をも委員会に付託することを認めているのに対し、人、非政府団体又は個人の集団は、二五条に従って請願を提出しうるために、『条約で規定された権利の侵害の被害者である』と主張しなければならぬ。従って、二四条の立場——そこでは、他の規定された条件に従い、条約遵守に付着する、一般的利益が国家申立を許容とする——とは対照的に、二五条は、個人の申立人がその申立てる侵害により現実に影響をうけたと主張することを要求する。」⁽⁵⁾(傍点筆者)と。国家申立は、一般的利益に関わることで許容とされる。つまり、アクチオ・ポブラリスの性格を有しているのである。このことは、他の二条約においてもいえることである。本稿は、三条約の個人申立権の性質を基本的に規定する許容性要件たる「被害者要件」、就中、「被害者概念」を、各条約の実施機関の先例を分析することにより多少なりとも説明することを目的とする。

3 本論に入る前に、許容性審理機関について確認しておきたい。自由権規約選択議定書及び人種差別撤廃条約に関しては、特に問題はない。規約人権委員会と人種差別撤廃委員会が扱う。

欧州条約の場合、欧州人権委員会はもちろん、個人申立人が提訴権を有していない欧州人権裁判所も許容性問題を扱う。かなり問題を含むと思われる、この問題に対する裁判所の管轄権の行使は、一九七一年の浮浪者事件で明確に肯定されている。⁽⁹⁾

- (1) Eur. Court H. R., Case of Klass and others, Series A no. 28, p. 18, para. 34.
- (2) victim/victime の訳である。欧州条約五〇条(公正な満足の付与)の存在等を念頭に置いている。なお、三一一―一参照。他に、「犠牲(者)」の訳もある。
- (3) Hartikainen and others v. Finland (No. R. 9/40), U. N. Doc. A/36/40 (1981), p. 152, para. 10.3.
- (4) 米州人権委員会規則二九条bに「被害者」の語があらわれるが、「可能ならば」被害者名を記すことで足りるとされているにとどまる。
- (5) Case of Klass and others, op. cit., p. 17, para. 33.
- (6) Cour Eur. D. H., affaires 《vagabondage》 pp. 29―30, paras 47―52 参照。なお、詳しくは、拙稿「ヨーロッパ人権裁判所の管轄権に関する一考察」『紛争の平和的解決と国際法・皆川洗先生還暦記念』一九八一年、一四三―一四九頁参照。

二 被害者要件の意味

欧州人権条約に関し、被害者であると主張する(claim to be a victim)の意味について、「主張する」ことで足りるとする解釈がある。「被害者」自体は本案の問題であり、被害者要件で処理されるべきものではない、とする立場である。むしろ、許容性段階では、本案に関連する許容性要件たる「明らかに根拠不十分」で処理されるべきこととなる。⁽¹⁾

欧州人権委員会決定のいくつかで、被害者要件が「明らかに根拠不十分」の要件で処理されたことがあるが、⁽²⁾「条約規定との非両立」の要件で処理されることは確立している。⁽³⁾そして、委員会は、基本的には、その人的管轄権の問題ととらえていると推測される。⁽⁴⁾ただ、形式上は、二五条の規定との両立性の問題としてとらえられるゆえ、「条約規定との非両立」の要件で処理されていると考えられる。

もちろん、「主張する」ことさえ欠く申立は、当然非許容となる。例えば、他の囚人に対する監獄吏の暴行・虐待に関する四二〇三号事件で、欧州人権委員会は、

「従つて、委員会は、自ら条約侵害の被害者であつたと申立てていない個人により提出された申立を許容する人的管轄権を有していないことになる。本苦情に関し、申立人は、自ら、直接又は間接に条約二五条の意味での被害者である、と申立てていない。」と述べて、条約規定と非両立であると判断している。⁽⁵⁾

一方、「被害者である」ことが要求されているものでもない。条約起草段階で、このことを意図した修正案が反対に合い、撤回された事実から確認される。⁽⁶⁾ そもそも、「被害者である」か否かは、本案認定により確定される問題である。

委員会は、たびたび、「被害者であると主張すること」ができない⁽⁷⁾。又は、「被害者であると主張することができ⁽⁸⁾」の表現を使用する。これは、申立人が被害者であると述べているか否かが決定的でないことを示している。申立ての事実から条約違反が認定されると仮定した場合、被害者たりうるか否かを判断していることと思われる。結局、この要件は、基本的には、「被害者でありうることを示している」ということを意味していると思われ⁽⁹⁾。欧州人権委員会により「被害者」概念が検討され⁽¹⁰⁾、

豊富な先例として残されて来ていることが、その十分な証拠である。

規約人権委員会も、同様の立場と考えられる。「アウメールデイ・ツイフラ事件」で、「人は、彼女又は彼が現実に影響を受けているとき、選択議定書一条の意味での被害者であると主張することができ、のみである。」⁽¹¹⁾ (傍点筆者)の表現を使用している。そして、後述の如く、「被害者」概念につき興味ある見解を示している。

(1) F. G. Jacobs, 'The European Convention on Human Rights', 1975, pp. 229—230.

(2) E. g. Knecht v. U. K. (No. 4115/69), YB, Vol. 13 (1970), p. 760.

(3) 多数の例がある。E. g. No. 282/57, YB, Vol. 1 (1955/57), p. 166; No. 6481/74, DR, Vol. 1 (1975), p. 79; No. 8727/79, DR, Vol. 20 (1980), p. 233.

(4) 次の四二〇三号事件引用部分が数少ない先例である。クリンストミデスは、委員会の先例を、人的管轄権としてとらえて来たものと理解する。K. Chryssostomides, "Competence" and "Incompatibility" in the Jurisdiction of the European Commission of Human Rights', ZaöRVR, Bd. 33 (1973), p. 465. 被害者要件には現行二九条が適用されないようであることも極めて示唆的である。

Preikshas v. F. R. G. (No. 6504/74), DR, Vol. 16 (1979), p. 16, para. 84 and p. 17, para. 88 参照。

(5) No. 4203/69, YB, Vol. 13 (1970), p. 858.

(6) Council of Europe, Collected Edition of the "Travaux Préparatoires" of the European Convention on Human Rights, Vol. 2 (1975), pp. 6—8, 12 and 202—204 参照。

(7) E. S., No. 7045/75, DR, Vol. 7 (1977), p. 88; No. 8727/79, DR, Vol. 20, p. 233.

(8) E. S., No. 7215/75, DR, Vol. 19 (1980), p. 76, para. 141; Deckerok c. Belgique (N° 8307/78), DR, Vol. 21 (1981), p. 120.

(9) 同前 P. van Dijk, Judicial Review of Governmental Action and the Requirement of an Interest to Sue, 1980, p. 340. ミカヘルセンは「合理的に主張しうる」の基準を掲げる(スーレン事件)の表現が見られる。三—四—一(参照)が「実質的に同一」と思われる。L. Mikhaelsen, European Protection of Human Rights, 1980, p. 77.

(10) 被害者要件には「第三の要素たる「法的利益 (legal interest)」の要素も含まれる。例えば「被害者でありうることを示している」現在では「満足すべき和解に達している場合」非許容となる。例えば Preikshas Case, op. cit., pp. 15—16. しかし「この重要な側面は、紙幅の関係後日ので検討とした」。

(11) Aumeeruddy-Cziffra and 19 others v. Mauritius

(No. R. 9/35), U. N. Doc., A/36/40, p. 139, para. 9.2.

三 被害者概念——欧州人権委員会及び欧州人権裁判所の先例分析

I 基本的要素

1 アイルランドの叛逆罪法及び同改正法による有罪に対し苦情が提起された二九〇号事件で、委員会は、法律と条約の両立性を審理できる基準として次のように述べる。「人、非政府団体又は個人の集団に対する法律の適用に関してのみであり、かつ、法律の適用が当該申立「人」に関し条約の侵害を構成すると申立てられている限りにおいてである。」と。そして、有罪判決に関する苦情については、「二五条の意味での「被害者」(原決定での強調)であると結論する。条約侵害申立て部分は他の許容性要件に関わっているゆえ、法律の具体的適用がいろいろならば被害者概念を満たすことになる。これをより一般的に表現すれば、人権侵害と申立てられている具体的国家行為の対象とする人が被害者概念を満たすことになる。従って、通常の場合は、被害者概念に関し、それ程困難を生じない。

ところで、より一般的に被害者概念の基本的要素として、確立されているのは、「影響性」である。先駆的の例として、一九六八年の三〇七一号事件があげられよう。申立人が公共テレビ放送の誤報に苦情を申立てている部分につき、委員会は、次のようにいう。「委員会は、この番組があるスウェーデン会社のリベリアで設立した企業に関連していたという事実を考慮に入れ、この点に関し、条約二五条に従い、委員会が条約で保障された権利又は自由の侵害の『被害者であると主張する』人からの請願を受理できると考えられるが、申立人は、当該企業に関する申立てられた誤ったテレビ報道が、条約の保障する権利又は自由の一に関連して、彼に個人的に (personally) 何らかの関係を有し (concerned/concerned) かつ、彼に影響を与えた (affected/portrait atteinte) 損害を与えた」と主張しなかった」と。そして、条約規定と非両立と結論する。⁽²⁾被害者が「個人的関係性」と「影響性」に結びつけられて理解されていることがわかる。

裁判所の立場は、一九七二年の浮浪者事件(五〇条)で一応うかがえる。「五〇条の文脈では〔被害当事者〕

は、一五条の意味での『被害者』と同義であると考えられなければならない。つまり、被害当事者は、争点となっている作為又は不作為と直接関係を有する (directement concernée/directly affected) 人を指している」と。⁽³⁾そして、一九七八年のクラスほか事件で、「二五条は、個人の申立人がその申立てる侵害により現実に影響を受けた (actually affected/effeivement lésé) 現実に害された」と主張することを要求する⁽⁴⁾と判示することにより、「影響性」要素を明確に確認する。

その後、委員会は、八四一六号事件及びマクフィーリほか事件⁽⁶⁾で影響性要素を確認しており、裁判所も、マルクス事件で確認している。⁽⁷⁾このように「影響性」を被害者概念の基本ととらえる立場は確立している。⁽⁸⁾なお、「個人的に影響をうけた」(マルクス事件)、「直接影響をうけた」(浮浪者事件(五〇条))、クラスほか事件、マルクス事件、マクフィーリほか事件)、「現実に影響をうけた」(クラスほか事件)等表現に多少変化はあるが、相互に排除しあうものとは考えられない。いわば、「影響性」を見る視点による相異と考えられる。また、影響性は、主に、法律自体との関連で問題となる(Ⅲ参照)。

2 被害者概念において、「損害」の要素は、必要不可欠なものと、とらえられていない。裁判所は、マルクス事件で、上に引用した浮浪者事件(五〇条)の判示部分⁽⁹⁾が、既に、二五条の「被害者」につき「損害」を不要としていることを示していると、判示した。裁判所において、政府は、たびたび損害の不存在を理由とする、「被害者」に関する抗弁を提起する。しかし、裁判所は、一貫して、マルクス事件の立場を確認する。この確立した判例の立場は、個人申立人の苦情提起における負担を軽減するもので、肯定的な評価が与えられよう。損害の問題は、友好的解決作業あるいは五〇条の手続で、本案認定をふまえて、本格的に処理されることで特に問題はないのである。⁽¹¹⁾

II 抽象的申立て

委員会及び裁判所の確立した先例たる「影響性」要素は、法律又は行政慣行と条約との両立性に関する抽象的申立てを許すものではない。以下、二、三の事例を検討する。

八六七号事件で申立人は、ノルウェーの中絶に関する法律と条約との両立性につき、同意なしに若しくは知覚

なしに中絶された人又はされるであろう人に代って、苦情を提起した。委員会は、上記の(三一―一一)二九〇号事件に依拠した後、次のように述べる。「本件における申立人は、自らが一九六〇年一月二日の法律の被害者であると決して主張しなかったのであり、それゆえ委員会は、この法律と条約規定との適合性の問題を抽象的に審理する権限がない⁽¹²⁾」と。被害者であるとの主張を欠くことで、抽象的な法律と条約との両立性の問題となり、非許容とされたものである。もちろん、前掲の四二〇三号事件と同様の扱いも可能であったと思われる。法律と条約との両立性という体裁をとったゆえ、別の取扱いとなったとも考えられる。

抽象的申立ては、行政慣行においても問題となりうる。アイルランドによるアイルランド語化政策に対する苦情に関し、委員会は次のように述べる。「それゆえ、委員会は、申立人が……被害者であると申立てるか、又は、被害者であるように見えなければ、一般的に言語事項におけるアイルランド法及びアイルランド当局の慣行(Practice)を審理できない。」(傍点筆者)と。言語分野の行政慣行を抽象的に審理できないことを明らかにして

いる。

裁判所も、クラスほか事件で、「二五条は、条約解釈に関し、一種のアクチオ・ポブラリスを個人のために創設していない。つまり、二五条は、法律が条約に違反している個人が感ずるただそれだけの理由で、抽象的に法律に対し苦情を申立てることを許していない。原則として、法律の単なる存在が条約上の自己の権利を個人の申立人が主張するということでは不十分である。」⁽¹⁵⁾と判示し、抽象的申立てが非許容であることを示している。

III 法律自体による直接影響

1 法律と条約との両立性に関し、国家機関の介在がない場合でも、許容とされることがある。つまり、法律自体が個人に影響する場合、被害者概念を満足するとい⁽¹⁶⁾うことが確立されて来ている。

先ず注目されるのは、一九七六年の「ブリュッゲマン事件」である。申立人（ブリュッゲマンとシヨイテン）は西独の墮胎罪に関する刑法規定が性生活を含む私生活への干渉となるとの苦情を提起したが、この法律が司法機関又は他の国家機関により申立人に適用されていたわけではなかった。つまり、申立人は、妊娠中絶を拒否さ

れたわけでもなく、又、違法な中絶により起訴されたわけでもなかった。そもそも妊娠していないからのである。委員会は、八六七号事件（II参照）の先例を確認しつつ、「委員会は……性生活も又私生活の一部である、と考える。そして、特に、墮胎の法的規律が八条二項で正当化されるかも又はされないかも知れない、私生活への干渉である、と考える。」と述べ、「申立人が、二五条の下で、条約違反の被害者であると主張する資格を有している」⁽¹⁷⁾と判断する。この決定の先例的価値を強調した同年の七〇四五号事件によれば、「申立人が直接法律と関係すること⁽¹⁸⁾で十分である」ことを表明した意義を有するのである。

裁判所も、クラスほか事件で、「法律は、特定の実施措置がないときでも、個人が直接影響をうけるならば、法律自体で個人の権利を侵害しうる」と、この立場を肯定する。以下、いくつかの事例を見ておきたい。

八二六号事件（一九七八年）で、英の海上放送罪法が既に有罪判決を受けたことのある申立人の海賊放送を宣伝する表現の自由に対し継続的制限を課しうるとされた。そして、委員会は、「従って、申立人は、問題の法

律規定の制^レ限^ル的^ニ効^カ果^スのゆえ、一〇条「表現の自由」の自己の権利の申立てられた侵害の『被害者』と考えられる(傍点筆者)と結論している。²⁰⁾ 有罪判決に対する苦情部分は、他の許容性要件(「六箇月期限」)で非許容とされているゆえ、引用部分は、明らかに法律自体の直接的影響(「制限的効果」)を肯定しているのである。

七二一五号事件(一九七八年)では、英の一八歳ないし二一歳の人と同性愛関係をもつことを犯罪とする法律規定が問題となった。委員会は、この法律が私的な同性愛生活を規律し、それに影響を与えるものであるとする。そして、「申立人は同性愛者であり、それゆえ、問題の法律による彼の現在及び将来の行動に対する制^レ約^スのゆえ、八条(「私的生活等の尊重」)の自己の権利の申立てられた侵害の『被害者』と主張しうる」(傍点筆者)と結論する。²¹⁾ 法律が直接申立人に影響を与えている(「制^レ約^ス」)ことが肯定されたのである。

デクレレク事件(一九八〇年)で、ホテル経営者たる申立人は、ホテルに隣接する自宅に火酒の保管を禁ずることになるベルギーのアルコール法が自己の私生活に對する権利の侵害となると主張した。²²⁾ 委員会は、一般的

に次のように述べる。「しかしながら、制裁をうけるという脅威の下で、ある種の物品の自宅での保管を禁ずるその法律は、場合によっては、私生活領域に直接影響しうるし、従って、その法律の対象とするカテゴリーの人々が、この禁止という単なる事実から、八条の保障する自己の権利の申立てられた侵害の被害者であると主張しうるかも知れない。」(傍点筆者)と。そして、本件の申立人に関して、直接的影響が語れることは、次の文言からわかる。「本件において、その販売と処分が事実上自由な産品を、その個人的消費のためでさえ、自宅に保管することをホテル経営者に対し具体的に禁ずることは、私生活と住居に対する干渉となる」(傍点筆者)と。もちろん、申立人は、この法律にもとづき起訴されたわけでも、家宅捜査されたわけでもないのである。

2 法律自体による直接影響は、肯定される場合、法律のもつ抽象的、一般的性格から、被害者の範囲を広くするという重大な効果をもたらす。この典型が、ブリュッゲマン事件である。西独在住の極めて広範な女性が被害者と主張しうるのである。デルボは、委員会の極めて一般的な推論から、どの婦人も被害者たりうることにな

り、行き過ぎである、と批判し、潜在的被害者(妊娠可能者を意味しているようである。)概念を提唱する⁽²⁵⁾。確かに委員会は、申立人の情況(年令等)を何ら検討していない。しかし、婦人一般で推論しているのではないことも明らかである。実際、ブリュッゲマンは一九三六年生れ(未婚)であり、シヨイテンは一九三九年生れ(離婚した二児の母)であって、特に検討を要する情況でなかったとも考えられる。

いずれにしても、問題となっている法律の性格と相關して、被害者範囲が限界づけられるであろうことは、当然であろう。そして、このアプローチは、上記のデクレク事件で十分うかがえるのである。八二六六号事件については、海賊放送関係者、そして、七二一五号事件については、委員会決定も示唆する如く、同性愛者、を被害者と一応想定できよう。

法律自体による「影響性」は、抽象的な基準であるゆえ、どの程度の効果の発生を要するかは、結局、当該法律規定及び問題となっている権利を考慮して、個別に決定されざるをえないであろう。上の四例を見ると、いずれも、問題の法律が制裁規定を置くものであったことが

注目される。八二六六号事件、七二一五号事件及びデクレク事件については、法律に反する行為をなしえないという意味で、極めて直接的効果を及ぼすことは明白であろう。ブリュッゲマン事件に関しては、違法な行為(中絶)をなしえないというよりも、むしろ、性生活の態様変更が迫られるという側面における効果が主要であるろう。

法律自体による影響は、他の許容性要件たる「国内的救済原則」との関係でも興味ある関連を有しうる。具体的措置でなく、法律規定自体に対する苦情提起であるゆえ、国内法制上、救済手段が用意されていない場合が多いことが予想されるのである。ブリュッゲマン事件については、連邦憲法裁判所の決定が問題であったゆえ、西独法上の救済手段不存在は当然のことであった⁽²⁶⁾。他の三事件では、委員会により国内的救済手段要件の検討は全くされていない。これは上記の事情によるものであったと考えられよう。

3 たびたびふれた、被害者概念を考えるとときの基本的先例たる⁽²⁸⁾クラスほか事件を、ここでみておきたい。

中心的争点は、連邦憲法裁判所決定で変更された、西

独の「信書・郵便及び電気通信の秘密制限法」が、事後的な告知義務を伴わない秘密の監視を認める場合のあることが、八条を侵害するか否かである。⁽²⁹⁾ 委員会と同様、裁判所も申立人（弁護士二人、検事一人、裁判官一人）が被害者要件を満たすとするが、より深く考察している。

本判決は、秘密措置又はそれを許す法律、自体が個人を被害者としうることを、原則的に肯定する。⁽³⁰⁾ 国家が、秘密の影に隠れることにより、国際手続から逃れることを阻止するもので、大きな意味を有する。殊に、技術の高度化が進行している現代社会において、そうである。

前の状況における被害者評価の手がかりとしての三要素、つまり、問題の条約上の権利、秘密措置の性格、及び、申立人と措置との関係、の指摘⁽³¹⁾は、各事件毎の判断に際して有用であろう。

以上を本件に適用して、事後告知を欠く秘密のコミュニケーション・システム監視制度を確立する法律が、「西独における郵便及び電気通信サービスのすべての利用者又は潜在的利用者に直接影響する。」⁽³²⁾（傍点筆者。八条との関係では、直接的干渉を構成する）と確認されたが、これは重

要である。先ず、受範者側の行為を規制するのではなく、公権力側の監視措置を規定する法律は、通常、法律の具体的適用において「被害者」が語れるであろうからである。次に、西独内の大多数の人が二五条の被害者となることの確認である。上で見た先例と比較しても、当該法律の性格から肯定されよう。しかし、アクチオ・ポブラリスの觀念に結びつくものではない。⁽³⁴⁾ 判決自身否定する⁽³⁵⁾し、そもそも申立人は自ら被害者たりうることを満たしているのである。この点で、監視の措置がとられなかったという裁判所での遡及的説明が被害者としての地位の評価と無関係であるとの判断は納得できる。現在又は将来、秘密の監視をうける可能性において、申立人と他の人と何ら変わるところがないからである。

IV 間接的被害者

1 委員会は、当初から「間接的被害者 (indirect victim)」觀念を認めて来ている。二八二号事件（一九五七年）は、「被害者」により、条約二五条は、「申立人」のような申立てられた侵害の直接的被害者のみならず、この侵害により損害を被る又はそれを終了させるのに正当な一身上の利益を有する、すべての間接的被害者をも

対象としている。」と、間接的被害者概念を定義する。

夫に対する人権侵害に関して妻が被害者であると主張したクーレン事件がある。夫に関する苦情は、例えば、判決による別居強制につき八条違反、差押えによる議定書一条(財産権)違反、であった。委員会は、「場合に依りて、直接又は間接の被害者であると合理的に主張しうる」と判断する。

四〇〇七号事件では、母親が未成年の息子に対する有罪判決に苦情を提起し、自らも被害者と主張し、「間接的被害者」たりうるとされた。

四一八五号事件では、夫の精神病院への強制收容を命じた裁判所の決定が正当化されないものであるとした苦情部分に関し、妻が間接的に被害者であると合理的に主張しうる、とされた。

七四六七号事件では、「委員会は、申立人が死者の双子の兄弟であり、最も近い親族であるが、兄弟の(精神病施設への)強制收容と死亡を理由として、精神的損害をうけたと合理的に主張しうる。」として、間接的被害者たりうるとする。

ベッカー事件では、ベトナム孤児等を世話している申

立人につき肯定された。ベトナム当局による世話の委託から、申立人の子供達の福利に対する正当な一身上の利益が肯定されたものである。

2 間接的被害者概念は、直接的被害者を前提とし、「損害」又は「正当な一身上の利益」を要件としている。委員会の表現は必ずしも明瞭でないが、これは自己自身の人権侵害(これは直接的被害者でカバーされる。)は不用であるとの考えと思われる。

間接的被害者の認められる根拠は、二五条の「条約で規定された権利の侵害の被害者」の規定しかない。権利侵害といい、「自己」の「権利侵害」といっていない点に求めざるをえないと思われる。

間接的被害者概念(「損害」又は「正当な一身上の利益」)は広い解釈を許す余地をもつと思われる。具体的事例を通して、限定されることも必要とならう。もっとも、従来は、近親関係にある人(クーレン事件、四〇〇七号事件、四一八五号事件及び七四六七号事件)又は実質的にそれに近い人(ベッカー事件)につき、主張され、肯定されて来たことは注目されるべきであらう。なお、夫婦、親子、兄弟については自動的に肯定されている

ようであるが、精神的損害（七四六七号事件）の視点は相当の手がかりを与えよう。

人権侵害の広がりの意味する点において、被害者概念を拡大した委員会の積極性は評価に値しよう。ただ、直接的被害者自身が申立てできないような状況をカバーするという視点からの評価とは必ずしも結びつくものではない。そのような状況で近親者による代理は一貫して肯定されているし、⁽⁴³⁾死者の場合は、相続人の被害者資格が肯定されているのである。⁽⁴⁴⁾

間接的被害者の特徴として、直接的被害者への従属性がある。典型例は四一八五号事件であり、夫に対する権利侵害につき国内的救済要件を満足させないゆえ、上記の妻の申立部分もこの要件を満たさないとされている。⁽⁴⁵⁾クレーン事件では、併合された夫の申立が非許容とされたゆえ、妻の申立も自動的に非許容とされた。⁽⁴⁶⁾上記の如く、間接的被害者は直接的被害者を前提としているゆえ、当然の帰結と思われる。⁽⁴⁷⁾この従属的性格は、しかし、直接的被害者による申立付託を前提とするものではない。⁽⁴⁸⁾独立して申立を提起できるのである。

V 「株主」

特殊な論点として、会社株主又は投資利益保有者が問題となった事例がある。一七〇六号事件で、^{2/3}パーセントの株主で社長たる申立人が、主に当該株式会社に對してとられた様々な措置について、自己の財産権を侵害すると主張した。⁽⁴⁹⁾西独政府は、会社のみが被害者であるとの抗弁を提起したが、委員会は抗弁を次のように述べて退けた。「たとえオーストラリア法上、会社が会社としてのみ、申立人の苦情に關し出訴権を行使しうるであろうとしても、委員会は、申立人が……議定書第一条の申立てられた侵害の被害者と考えられなければならないとの意見であり、この点で委員会は、特に当該会社株式の約九一パーセントが申立人により保有されていたという事実を考慮に入れた」と。⁽⁵⁰⁾極めて簡単な推論であるが、株主が被害者たりうることを肯定したことは明白であろう。この先例は、カプラン事件で委員会により、「一人の過半数の (majority) 株式保有者が条約二五条の下で、会社の財産権に影響を与える決定の『被害者』であると主張することができる」と解釈されている。⁽⁵¹⁾

七七四二号事件では、判断が回避されたが、⁽⁵²⁾カプラン事件でより詳細な検討がなされた。カプランは英国の保

険会社 I G A の会長・専務取締役（経理部長兼務）であり、被告国の見積りで約五八パーセントの、申立人の主張で七〇パーセント強の投資利益（investment income）⁽⁵³⁾を有している。主たる苦情は、申立人の経理部長としての不適格性認定及びそれにもづく I G A の保険契約活動の制限が、裁判所によってではなく、通商大臣によってなされたことは、六条一項（民事上の権利・義務及び刑事上の問責の決定にあたって公正な裁判をうける権利）の侵害となる、ということであった。⁽⁵⁴⁾委員会報告によると、「通商大臣の手続が、申立人の一身上の権利又は義務に生ぜしめたかもしれない効果は別にすると、申立人もまた会社に影響を与える限りで手続の結果に明らかかな利益を有していた。これは、会社における彼の投資利益及び彼の役員としての地位から生じた。」⁽⁵⁵⁾とされる。一七〇六号事件に言及の後、「委員会は、本件の申立人もまた、条約二五条の下で、彼自身の権利と同様 I G A の権利が本件で影響をうけたかもしれない限り、『被害者』であると主張する十分に直接の利益を有している」と判断する。⁽⁵⁶⁾

委員会が肯定した「被害者」（形容語を冠していない）

は、委員会の従来の用法から、一応、直接的被害者を意味していると考えられる。一七〇六号事件は、引用部分で、国内法との相異を強調していること、他の部分で、申立人の財産権に関わっていることを明白に認めていること、から、直接的被害者ととらえていたといえよう。⁽⁵⁸⁾

これに対し、カプラン事件には、あいまいさがある。先ず、許容性審理段階で委員会自ら、両当事者に対し、間接的被害者であると主張しうるか否かの問題を提起した経緯がある（英国が態度を保留したゆえ、報告の中で検討されたのである）⁽⁵⁹⁾。次に、会社の裁判をうける権利が侵害された結果、会社の民事上の権利に生じたかもしれない効果に注目して、「明らかな利益」又は「十分に直接の利益」が語れるとするようである。申立人の裁判をうける権利への影響とは結びつけられていない。もっとも、本案認定において、I G A の民事上の権利への影響は肯定しつつ、申立人の民事上の権利、義務への影響を否定する一方、「申立人の、又は、会社の、裁判に訴える権利の侵害が存在したか否かの問題は残っている。」⁽⁶¹⁾（傍点筆者）の表現を使用する。更に、自己の民事上の権利に生じたかもしれない場合と会社の民事上の権利に

生じたかもしれない場合のの効果が同一視されてゐることも、間接的ではあるが、示唆的である。今後の委員会決定を注目しなければならぬが、直接的被害者であるとの一応の出発点が決定的につきくずされたと思われないうえ、直接的被害者が想定されていたと結論しておきたい。

被害者の地位を認められたのは、会社の財産権侵害に関し、「一人の過半数の株式保有者」、及び、会社の裁判をうける権利侵害に関し、「(相当の) 投資利益を有する会社役員」であった。これは、「会社のヴェールを引き上げる」ことに結びついていよう。⁽⁸²⁾ 人権保護領域と外交的保護領域という文脈の相異は認識しなければならぬが、バルセロナ・トラクション事件判決とは会社のとらえ方に差異があることにならう。⁽⁸³⁾

ただし、この二事件が、会社に対し圧倒的影響力を行使しうる地位にある人に関連していたことを無視しえない。安易な一般化はさしひかえらるべきであらう。今後の委員会実行が注目されなければならない。

- (1) No. 290/57, YB, Vol. 3 (1960), p. 220.
- (2) No. 3071/67, YB, Vol. 11 (1968), pp. 464—466.

(3) Cour Eur. D. H., affaires «vagabondage» (Art. 50), série A, n° 14, p. 11, para. 23.

(4) Case of Klass and others, op. cit., p. 17, para. 33.

(5) No. 8416, DR, Vol. 19, p. 248.

(6) McFeeley et al v. U. K. (No. 8317/78), YB, Vol. 23 (1980), p. 304.

(7) Cour Eur. D. H., affaire Marckx, série A n° 31, p. 13, para. 27 参照。

(8) 英語表現は「*is* affect」であるが「仏語では「*porte atteinte*」, “concerner”, “toucher”, “léser”, “frapper”, “subir les effets”と種々の表現が使用されてゐる。仏語で損害の存在を前提とする表現があること、及び、その一貫性から、英語表現をここには用いる。なお、委員会が使用した「関係性」の表現は「No. 7045/75, DR, Vol. 7, p. 88」にも見られるが、「クラスはか事件判決後は「影響性」の表現に統一されてゐる。

(9) Affaire Marckx, op. cit., p. 13, para. 27.

(10) Cour Eur. D. H., affaire Alicos, série A n° 37, pp. 17—18, para. 35; affaire Adolf, série A n° 49, p. 17, para. 37; affaire Eckle, série A n° 51, p. 30, para. 66; affaire Corigliano, série A n° 57, p. 12, para. 31.

(11) 五〇条の局面における「損害の不存在」認定の問題性については、拙稿「ヨーロッパ人権裁判所と個人——「公正な満足」付与の問題を中心た——」『成城法学』七号—二

- (75) Koolen c. Belgique (N° 1478/62), YB, Vol. 6 (1963), p. 621.
- (76) No. 4007/69 (unpublished), Council of Europe, Case-Law Topics 3 (1972), p. 5.
- (77) No. 4185/69, CD, Vol. 35, pp. 141—142.
- (78) No. 7469/76, DR, Vol. 8 (1977), p. 220.
- (79) Becker v. Denmark, YB, Vol. 19 (1976), p. 450.
- (80) 以下將キエフのユダヤ人殺害事件を指して van Dijk, op. cit., p. 341; F. Domb, "Who is a 'Victim' of a Violation of Human Rights?", Israel YB on Human Rights, Vol. 5 (1975), p. 191 等を参照。キエフのユダヤ人殺害事件の犠牲者には「ユダヤ人」に限らずに「ユダヤ人殺害事件の犠牲者」(Jacobs, op. cit., p. 229; Mikaelson, op. cit., p. 134 等を参照)。
- (81) 委員会手続規則二六条参照。被害者自体申立付託困難なとき、近親者の代理を認めらるる場合、文面等によりユダヤ人殺害事件の被害者代理を指定せらるる場合。Case-Law Topics 3, p. 8 参照。
- (82) No. 8003/77, DR, Vol. 17, p. 82, para. 2.; Cour Eur. D. H., affaire Deweer, série A n° 35, pp. 19—20, para. 37. 被害者の国籍上の問題が被控訴を及ぼす。
- (83) No. 4185, op. cit., p. 142.
- (84) Affaire Koolen, op. cit., pp. 629.
- (85) 以下キエフのユダヤ人殺害事件を指して Mikaelson, op. cit., p. 134.
- (86) ヴァン・ド・ディク事件の裁判所決定を参照。
- (87) No. 1706/62, YB, Vol. 9 (1966), pp. 114, 118—120.
- (88) Ibid., p. 130.
- (89) Kaplan v. U. K. (No. 7598/76, Report), DR, Vol. 21, p. 23, para. 131.
- (90) No. 7742/76, YB, Vol. 21 (1978), p. 509, para. 2.
- (91) Kaplan v. U. K., YB, Vol. 22 (1979), p. 212, note 2 参照。
- (92) Kaplan Case, op. cit. (note 51), p. 7 参照。
- (93) Ibid., p. 23, para. 130.
- (94) Ibid., para. 131.
- (95) No. 1706, op. cit., pp. 158, 160.
- (96) ハーランド及びズエダ氏「間接的被害者」の概念の適用を認めたユダヤ人殺害事件「決定」の付録を参照。J. E. S. Fawcett, The Application of the European Convention on Human Rights, 1969, pp. 348—349; Domb, op. cit., p. 199.
- (97) Kaplan Case, op. cit. (note 51), p. 23, para. 129.
- (98) Ibid., p. 25, para. 135—138; p. 26, paras. 141, 144.
- (99) Ibid., p. 31, para. 156.
- (100) 同前「ハーランド及びズエダ」(97) 参照。
- (101) ICJ Reports, 1970, pp. 34—37, paras. 37—47. 第三卷『國際法判例集』一九七〇年「五一四—五一七頁」。

四 規約人権委員会及び人種差別撤廃委員

会での取扱ひ

1 規約人権委員会の先例は、まだ多くないが、方向性はうかがえる。公表されたもので「被害者」概念を論じた最初の事例たる、アウメルディ・ツイフラ事件は、多くの論点にふれている。

モーリシヤスの移民(改正)法及び退去強制(改正)法制定により、従来認められていた外国人配偶者の在留資格が外国人妻に限定されたことに関連し、二〇人のモーリシヤス婦人がモーリシヤスを相手に苦情を提起したものである。⁽¹⁾政府が許容性を争わなかったゆえ許容とされたが、委員会は許容決定の再検討もありうるとして⁽²⁾いた。

委員会の見解は、二の引用部分から明らかなように、「現実影響性」を肯定する。続いて次のように述べる。「現実影響性」が具体的にどのように解釈されるべきかは、相対的な問題である。しかし、いずれの個人も、アクトオ・ポブラリスの方法で、抽象的に、条約に反すると主張される法律又は慣行に挑戦することはできない。

法律又は慣行が、当該個人の損害を発生するような形でまた具体的に適用されていなくとも、ともかく、申立てられた被害者の影響を、うける危険性(risk of being affected)が理論的可能性以上であるような形で適用されなければならぬ。⁽³⁾(傍点筆者)と。

抽象的申立の否定、⁽⁴⁾並びに、被害者と損害が必然的に結びつくものでないこと、及び、法律又は実行自体による直接影響性がありうることの肯定は、⁽⁵⁾ほぼ、欧州機関で確立された先例に沿ったものである。ただ、現実影響性から出発し、最後に、「理論的可能性以上の影響をうける危険性」の基準が示されている。これは、⁽⁶⁾出発点を一歩ふみだしているように読めるのである。

以上の基準から、⁽⁷⁾未婚の一七人については、法律による家族への現実の干渉はないし、⁽⁸⁾いずれの権利享有に際しても「このように影響をうける個人的な危険性に現実に直面していない」として、⁽⁹⁾現在のところ、被害者であると主張しえないとされた。アウメルディ・ツイフラを含む三人の外国人との既婚者は、⁽¹⁰⁾法律自体により現実に影響をうけるとされた。具体的には、例えば、「家族生活への干渉」(一七条一項)である。

「間接的被害者」観念が肯定されるであろうことは、アルメイダ事件でうかがえる。本案認定で、「委員会は、娘の失踪により、及び、彼女の運命と所在に関する継続的不安により母親のうけた苦痛とストレスを理解する。(通報)作成者は、その娘に生じたことを知る権利を有する。これらの点で彼女もまた娘の被った規約、特に七条〔拷問等の禁止〕の侵害の被害者である。」と、母親についても違反認定を行う。この表現は、間接的被害者に対応するものと思われる。ただ、選択議定書英語正文二条は、「自己の」人権が侵害された個人、と限定的志向を示す。英語正文前文、一条及び仏語正文には見られない限定であるが、委員会は、仏語正文の立場にあると推定されよう。

2 人種差別委員会については、暫定手続規則作成段階で、ここでは扱わない代理人について問題となったことが知られている程度である。外部との接触を断られた重大な人権侵害状況が念頭に置かれていたものである。⁽¹²⁾これは規約人権委員会への申立の一大特色ともなっている。

(1) *Aumeeruddy-Cziffra Case*, op. cit., pp. 134—135, para.

11—12.

(2) *Ibid.*, p. 135, paras. 3—4.

(3) *Ibid.*, p. 139, para. 9.2.

(4) 後、*Loveance v. Canada* (No. R. 6/24), U. N. Doc. A/36/40, p. 172.

(5) 後、*Hertzberg et al v. Finland* (No. R. 14/61), U. N. Doc. A/37/40 (1982), p. 161.

(6) 文脈から、「危険性」基準は、「近々に確実に発生する影響のような将来の影響を語っているようであるが、今後を注目したい。欧州人権委員会でも「危険性」が被害者となしうるかの問題に直面し、本案併合した例がある。*Campbell v. U. K.* (No. 7511/76), YB, Vol. 21, pp. 416—418. 委員会の判断は、その報告未入手のゆえ、検討せ

ない。裁判所は判断を回避した。Eur. Court H. R., *Case of Campbell and Cosans*, Series A No. 48, p. 14, para. 31.

(7) *Aumeeruddy-Cziffra Case*, op. cit., p. 139, para. 9.2 (a).

(8) *Ibid.*, p. 142, para. 10.3.

(9) *Ibid.*, pp. 139—140, para. 9.2 (b)2.

(10) *Ibid.*, p. 140, para. 9.2 (b)2(i)3.

(11) *Almeida de Quinteros and Quinteros Almeida v. Uruguay* (No. 107/1981), U. N. Doc. A/38/40 (1983), p. 224, para. 14.

(12) U. N. Doc. A/38/18 (1983), pp. 9, 11—12.

五 おわりに

以上の検討から、許容性の局面における「被害者」概念は、広くかつ多面的に展開されていることがわかった。

これは、人権条約上の人権侵害の与えるインパクトの広範さを意味しよう。個人申立手続にとっては、人権侵害が国際機関に付託される度合いを高めるであろう(典型が法律の直接影響の場合である。具体的適用を待つことが不用で、かつ、比較的多数が被害者の地位を有するからである。)意義を有する。人権侵害の放置状況の減少と結びつくのである。このように人権侵害救済に向けて示された積極性は、評価できよう。また、三機関で示されたパラレルな方向性は、その信頼性を高めうる。

なお、この広い被害者概念(一般的には、被害者要件)は、条約上の概念である。従って、国内法上の当事者適格を欠くことは無関係であることはいうまでもない。例えば、法律の直接影響と国内的救済原則の問題は、この点で当然のことである。

上で検討した被害者概念は、「影響性」、「間接的被害

者」、「株主」等に関する具体的事例の積み重ねにより、一段と明確になり、かつ、展開されて行くものである。

法律の直接影響及び「株主」が一般国際法と接触点を有するものであることも念頭に置きつつ、今後の国際的人権実施機関の実行を注目する必要があるだろう。

注 略語一覧

YB: Council of Europe, Yearbook of the European Convention on Human Rights/Conseil de l'Europe, Annuaire de la convention européenne des droits de l'homme.

CD: C. E., Collection of Decisions of the European Commission of Human Rights.

DR: Eur. Comm. H. R., Decisions and Reports/Comm. Eur. D. H., Décisions et Rapports.

(出典は、YBを原則として優先した。)

〈付記〉本稿は、一九八四年五月一二日に大阪外国語大学にて開催された国際法学会春季大会における報告「国際人権保護手続におけるヴィクティム概念」に加筆し補正したものである。

(成城大学助教授)